山形県県土整備部小規模ＩＣＴ建設機械

（チルトローテータ）活用工事試行要領

第１条（目的）

本要領は、山形県県土整備部が発注する建設工事において、チルトローテータ（バケット等を傾斜・360 度回転させるアタッチメント）を装着した省人化建設機械を試行的に活用することにより、建設現場における作業効率の向上、安全性確保及び施工コスト検証を行うとともに、ICT 技術の更なる普及定着を図ることを目的とする。

第２条（適用対象工事）

適用対象工事は、山形県県土整備部が発注する一般土木工事等のうち、チルトローテータ機能を有する建設機械の活用により省人化及び施工効率化が見込まれるＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））とする。なお、３次元設計データを活用する工事に限る。

第３条（発注方式）

本試行工事の実施方式は「施工者希望型」とする。受注者は、工事着手後又は施工計画立案時において、発注者に対して本要領に基づくチルトローテータ活用工事の適用を提案・協議することができる。

第４条（使用建設機械等の要件）

試行において使用する建設機械及び装置は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 国土交通省の「ICT 建設機械等認定制度」に基づき認定された省人化建設機械（チルトローテータ付）又は同等以上の性能を有する機器であること。
- バケット等のアタッチメントを左右方向にチルト（傾斜）及び 360 度連続回転させる機能を備え、傾斜地や狭小地での作業において人力補助作業を低減できるものであること。
- ３次元設計データと連動したマシンガイド（MG）又はマシンコントロール（MC）機能を組み合わせることができる構造であること。

第 5 条（手続き及び協議）

1. 受注者は、チルトローテータ活用工事の試行を希望する場合、施工計画書の提出時までに別紙「山形県省人化建設機械（チルトローテータ）活用計画書」を発注者に提出し、協議を行わなければならない。

2. 発注者は、提出された活用計画書の内容を審査し、施工現場の適応性及び省人化効果が認められる場合は、試行工事の実施を承諾するものとする。

第 6 条（積算及び設計変更）

1. 試行工事における設計変更及び積算処理は、国土交通省が定める「省人化建設機械（チルトローテータ）試行要領」の積算要領（ＩＣＴ活用工事対象工種）に基づき実施するものとする。ただし、３次元設計データを活用しない場合は、設計変更及び積算費用計上の対象としない。

2. 施工にかかる機械経費、アタッチメント損料、導入調整経費等は、見積書等の実勢価格又は所定の積算基準に基づき契約変更の対象とする。

【概要一覧表】山形県試行要領

項目	規定内容
発注方式	施工者希望型（受注者からの提案・協議により実施）
対象工種	ＩＣＴ作業土工（床掘工）
積算基準の適用	国土交通省積算要領に準拠し「積算基準（山形県県土整備部）」へ読み替え
提出書類	別紙「省人化建設機械（チルトローテータ）活用計画書」

第 7 条（効果の検証及びアンケートの実施）

受注者は、試行工事の完了後、チルトローテータの導入による作業時間・作業人数の削減効果、操作性、安全性及び課題について、発注者が指定するアンケート等に回答し提出しなければならない。

第８条（その他）

本要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が誠意をもって協議の上、決定するものとする。

この試行要領は令和８年 11 月１日以降に施工を伺う工事に適用する。

（別紙様式）

省人化建設機械（チルトローテータ）活用計画書

令和　　年　　月　　日
発注者：山形県　　殿
受注者：

工事名	○○地区　県道処理・道路改良工事
使用予定機械・認定番号	省人化建設機械（チルトローテータ付バックホウ） 国土交通省 ICT 認定番号：第 ○○○○ 号
対象工種・作業内容	ICT 作業土工（床掘工）
対象数量・施工規模	掘削工：○○ m3、法面整形：○○ m2
期待される省人化効果	1. 手元作業員（人力作業）の縮減（削減想定：○人・日） 2. 施工効率向上による工期短縮 3. 傾斜地作業における作業員の安全確保
備考・特記事項	※試行完了後、アンケート結果を速やかに提出いたします。